

盛岡広域振興局長告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松川土地改良区（八幡平市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年9月3日

盛岡広域振興局長 石田知子

1 就任

(1) 理事

遠藤 實光	八幡平市田頭第11地割122番地
高橋 清志	〃 野駄第19地割33番地
高橋 光幸	〃 松尾寄木第31地割21番地
小林 仁	〃 平館第2地割45番地
小野寺 千誠	〃 荒木田第12地割54番地 1
中軽米 幸雄	〃 松尾寄木第17地割68番地
工藤 勝博	〃 大更第31地割111番地 3

(2) 監事

佐々木 春男	八幡平市野駄第21地割11番地
伊藤 文明	〃 帷子第10地割26番地
田村 市郎	〃 大更第11地割55番地 6

2 退任

(1) 理事

遠藤 實光	八幡平市田頭第11地割122番地
高橋 清志	〃 野駄第19地割33番地
小野寺 千誠	〃 荒木田第12地割54番地 1
佐々木 武光	〃 大更第32地割 1 番地 1
日戸 重雄	〃 〃 第43地割 5 番地 2
高橋 光幸	〃 松尾寄木第31地割21番地
中軽米 幸雄	〃 〃 第17地割68番地

(2) 監事

佐々木 春男	八幡平市野駄第21地割 1 番地
伊藤 文明	〃 帷子第10地割26番地
松村 嘉昭	〃 大更第30地割104番地